

広島県告示第五百五十六号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上	発起人の住所及び氏名	竹原市忠海東町一丁目一〇―三 福本 悟 竹原市忠海長浜一丁目九―二八 寄能 和則 竹原市吉名町二五〇六―二一 保手浜昭二 竹原市吉名町五一二六―一 西村 武雄
	加入区	芸南
下	法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	芸南漁業協同組合
	縦覧期間	平成二十三年六月二日～平成二十三年六月一六日
欄	縦覧場所	芸南漁業協同組合